

●香川県監査委員公表第4号

平成18年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年2月29日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 香川県の社会資本マネジメントと環境

区分	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
入札	指名業者選定の公平性	<p>道路の舗装工事については、県工事の実績のある業者の中から指名するので、民間や市町での実績は県では把握できず、新規参入を希望する業者は、個別に希望する旨を申し出ることとなる。</p> <p>各土木事務所では、審査項目について定めた規定もない。また、口頭で行われるため、申出の有無を確認することはできない。</p> <p>指名業者選定に対する公平性を証明するために、新規参入に関する手続きを書面で行い、新規に指名を行う場合の手続きの規定化と関連書類の保存が必要である。</p>	<p>公共事業の品質確保の観点から、指名業者の選定にあたっては、施工実績や技術力、発注する工事内容等を総合的に勘案し、工事施行審査会で決定している。</p> <p>なお、新規参入を希望する業者から、施工実績のほか、保有機材や技術者の状況を確認できる書類を提出させ、関係書類を保存するよう改める。</p>
	同時に行われる同種の指名競争入札	道路保全業務を分割発注しているが、分割数と業者数に大差がなく、業者がそれぞれ1つずつの業務を受注していることは、規定どおり行っているにしても、入札結果から見て入札方法に問題がある。	電子入札の全面実施や指名業者名の事後公表などにより匿名性を高めるとともに、工区についても可能なものは、道路維持保守の特性である地域性、機動性等を考慮しながら、大括りするなど、競争性を高める改善を実施した。
廃棄物処理	環境監視員	環境監視員からの情報提供はほとんどないので、制度の趣旨を踏まえ、環境監視員の選任手続に対する工夫、環境監視員が機能する方策等を検討すべきである。	環境監視員は、地域的に偏ることなく、また、地域の生活環境や実情に精通している者を選任する必要があることから、市町長からの推薦による選任方法を採用しているが、

この制度がより機能するよう、市町と連携して環境問題に関心と熱意のある者の採用に努める。

また、環境監視員からの通報が円滑に行われるよう、確認の方法や通報の方法等に関するマニュアルを今年度作成するとともに、環境に関する知識や意識の向上を図るため、廃棄物の不適正処理の実例や廃棄物法制等の研修を行うこととした。